

平成 27 年

総務産経常任委員会会議録

平成 27 年 12 月 11 日

田 上 町 議 会

平成27年第5回定例会
総務産経常任委員会会議録

- 1 場 所 第1委員会室
- 2 開 会 平成27年12月11日 午前9時
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 高取正人君 | 6番 | 椿一春君 |
| 2番 | 笹川修一君 | 8番 | 熊倉正治君 |
| 4番 | 皆川忠志君 | 13番 | 泉田壽一君 |
| 5番 | 今井幸代君 | | |
- 4 欠席委員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|------|-------|-----------|-------|
| 町 長 | 佐藤邦義 | 地域整備課長 | 土田 覚 |
| 副町長 | 小日向 至 | 産業振興課長 | 渡辺 仁 |
| 総務課長 | 今井 薫 | 少子化対策推進係長 | 泉田 健一 |
- 6 職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 中野 幸作 |
| 書記 | 渡辺 真夜子 |
- 7 傍聴人
三條新聞社
- 8 本日の会議に付した事件
- 議案第47号 田上町番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 議案第50号 平成27年度田上町一般会計補正予算（第3号）議定について中
第1表 歳 入
第1表 歳出の内
- | | |
|----|----------------------------|
| 2款 | 総務費（1項1目・7目・10目・12目、4項、5項） |
| 6款 | 農林水産業費 |

7款 商工費
8款 土木費

午前9時00分 開 会

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 皆さん、おはようございます。定刻、ちょっと早うございますが、お集まりでございますので、総務産経常任委員会付託案件審査、行いたいと思います。

今日は大変な大雨で、気温も大変高いということで、やっぱり冬は寒くて、雪は降ったほうがいいかどうかはわかりませんが、やっぱりそれなりの気候のほうがいいのかなと感じておりますが、地域整備課の皆さんには大雪にならないようにお祈りをしておきたいと思います。

それでは、今日付託されました案件は2案件でございますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げたいと思います。

なお、三條新聞社のほうから傍聴の申し出がありますので、許可してございます。

それでは、町長、ご挨拶お願いいたします。

町長（佐藤邦義君） 改めまして皆さんおはようございます。

今ほど委員長さんのお話のように、本会議で2案件を付託いたしましたので、いわゆる番号法、マイナンバー法に係る条例の制定ということが1つでありますし、あとは一般会計の補正予算でございますので、よろしくご審議をお願いしたいと思っております。

報告といいましょうか、これまでに議会のほうから大変熱心に取り組んでいただきました道の駅等については、10日の日に担当のほうで新潟国道事務所からはいろいろなアドバイスをいただきまして、重点道の駅というのを国交省のほうで提案してきましたので、それに採択されれば、多分一体化になるだろうというようなことになりましたが、県のほうに先般来たメールによりますと、まだ確実ではありませんので、初めて県のほうが田上町の道の駅に対して一体化ということをようやく言い出しましたので、実現できるように、これからも県のほうに引き続き要望してまいります。とりあえずは10日が締め切りでありましたので、その候補になるように提案したところであります。

それから、今日の三條新聞にも大々的に加茂病院についての要望が2つの団体から出されたということになっておりますが、前にもお話ししましたように30日、加茂市長が来たときに、恐らくは終結のほうに向かうのではないかというような話を

しておりましたが、それはもうちょっと、県がどういうふう判断するかでござい
ますが、できるだけ住民が期待するような形で、特に田上にとっては病児病後児保
育施設を早く建設していただくように願っているわけでありましたが、今後ともまた
皆さんからご尽力を願う部分もあると思いますので、そんなことでお願いしたいと
思います。

以上であります。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ありがとうございます。

それでは、審査に入りたいと思いますが、最初にでは議案第47号、説明をお願い
したいと思います。

総務課長（今井 薫君） それでは、資料、前段で配らせていただきましたので、そち
らのほうも参考に見ていただきながら、条例制定の説明を行いますので、よろ
しくお願いいたします。

それでは、議案書の3ページになりますので、よろしくお願いいたします。田上
町番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定で
ございます。この制定につきましては、資料のほうをちょっと見ていただきたいと思
うのですが、資料の右側の黒く囲ってある部分でございます。実は番号法、
私も前はナンバー法といいますか、そういう形で言っていたのですが、国の
ほうも正式に略して番号法というふうな形になりました。長ったらしい法律なので
すけれども、そこに書いてあるとおり、行政手続における特定の個人を識別するた
めの番号の利用等に関する法律というのが作られました。これ公布されたのは、平
成25年の5月の末だと思います。その中で、実は9条における利用の範囲と書いて
ございますけれども、個人番号を利用する場合には条例で定めるということになっ
ております。

それから、その下の19条のところに特定個人情報の提供の制限ということで、9
号のところに、四角の一番下になりますけれども、これもまた条例で定めないと、
私ども町の長部局と、実際には教育委員会に情報提供することができないものとい
うことで、これも条例で定めなさいよという部分で制限をかけられましたので、今
回条例の制定を、28年の1月1日から施行ということになりますけれども、条例を
定めて、議会の議決を得るものでございますので、よろしくお願いいたします。

個人番号の関係につきましては、皆さんのお手元のほうに行っているかと思いま
すけれども、ご存じのとおり12桁の番号をつける形になります。その利用と、それ
から特定個人情報の提供に関する条例でございますので、個人番号を内容に含む個

人情報というふうにご理解いただきたいと思います。

1条につきましては、趣旨が書いてございます。今ほど申し上げた、法律に基づいての第9条第2項、それから情報提供については、ここに書いてあるとおり番号法の19条第9号ですか、今ほど申し上げた部分に基づいて定めたものでございますよという内容の趣旨でございます。

それから、2条については定義でございます。これにつきましては、1号、2号、3号、4号というふうになっておりまして、これは法律と同じ内容である旨の定義でございますので、お願いいたします。

それから、3条については町の責務でございます。番号法によりますと第5条に、ここにはちょっと書いていないのですけれども、地方公共団体の責務についての規定がございますので、この3条にうたわせていただきました。

それから、4条、それから裏面になっております5条が一番大事な部分でございます、個人番号の利用の範囲がうたわれております。この法で、番号法の中で今ほど申し上げたとおり9条第2項で定められておりますので、町の条例でそれをうたい込めという部分でございます。裏のほうに別表がありますので、そちらのほう、また後でまとめて説明申し上げます。

それから、5条につきましては、先ほど申し上げたとおり特定個人情報の提供、番号法の19条9号の規定によりまして教育委員会との、機関が別になりますので、そことの個人情報を提供するときはこの条例でうたうということでございますので、こういう形で5条の中でうたわせていただいております。私ども今までどおり事務方のこれは仕事になりますけれども、実際にはそういうふうな利用をしながら事務をやっております、現実問題。ところがこの番号法ができたおかげといたしますか、12桁の数字をつけることによりまして法律のほうで決められて規制がかかっておりますので、そういう形にしないと、今までどおりに使えないという部分でございますので、その部分での条例制定でございますので、よろしく申し上げます。

それから、別表をちょっと見ていただきたいと思いますけれども、7ページになります。別表第1というのは、これ4条関係でございます、個人番号の利用機関ということで、ここに書いてある部分でございます。

別表第2のほうを見ていただきますと、同じ町長事務部局の中で、事務としてはここに書いてありますけれども、ひとり親の家庭等の医療費の助成に関する事務、そういうことで規則で定めるものというふうにならざるを得ない部分でございます。とりあえず条例だけ先、悪い

ですけれども、そうしないと使えないものですから、上げさせていただいております。これからまた規則もつくっていかねばいけないというふうに思いますので、それまでの進行形でございますので、よろしく申し上げます。

当然今ひとり親の家庭の医療費の助成に関する事務についても個人住民税関係の資料がないとできないものですから、こういうふうに出ているものでございます。

あと、ここに書いてあるとおり、医療保険各法または、難しい言葉で書いておりますけれども、私ども今までやっている事務の中で1つ例を挙げますと、特別児童扶養手当の関係を保健福祉課等でやっております。それについても個人住民税の税の関係の参考がないとできない部分でございますので、そういうものをお互いの長部局の中で提供することができると。

あともう一つ、ひとり親の医療費の助成関係もそうでございます。そういうものも1つの長部局の中で利用する部分で4条関係で定めるものでございます。それが別表第2でございます。

それから、8ページの別表第3、5条関係ということで、先ほどから申しておりますけれども、町長部局と今度は教育委員会部局のほうで長部局の資料といいますか、それを教育委員会のほうで使う部分でございます。そこに書いてあるとおり、事務については特別支援学校に就学する児童・生徒に対する就学援助の実施に関する事務、それから要保護、それから準要保護児童・生徒に対する就学援助の実施に関する事務、これ今のところ、そういう長部局の税の個人住民税の関係とか、それから児童扶養手当に関するものとかいろいろな、あと住民票の関係もございまして、そういう資料を利用する場合はこういうふうに出なければいけないという部分での別表3になっておりますので、よろしくお願いいたします。

簡単ですが、委員長、そういう形で条例制定の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） では、議案第47号、今説明いただきましたが、質疑のある方どうぞ。

5番（今井幸代君） ご説明ありがとうございました。今ほど説明いただいた中で、今後規則を定めていきたいということなのですけれども、そのスケジュール、どういうあたりでご検討なさっているのか。およそいつまでにとか、もし現段階でわかっているのであれば教えていただきたいなと思います。

総務課長（今井 薫君） 基本は、条例は1月1日でございますので、年内にはどうに

かしたいと、このようにお願いいたします。

また、ざっくばらんに話ししますと、私どももわからない部分があるのですが、それで市あたりにも聞いているのですけれども、よくわからないということで今四苦八苦しているところがございます。実際そんなところですよ。そういう部分、1月1日までにということでございますので、それまでにどうにかしたいと思っております。

以上です。

6番（椿 一春君） では、1つお願いします。

町に関する事務については町で定めるということですが、今これ生活保護、県が定めるのですけれども、ああいうのは別途県のほうで定めて、それは県の仕事だから、町は特にそういう条例で定めるということは関係ないというふうに考えているのか。県が定めても、町は町でそれ背番号利用するから定めなければならないとか、その辺の関連性がどういうものなのか、教えていただければと思います。

総務課長（今井 薫君） もう一つ、これ今私がお話ししたのは、町の中のお話しさせていただいたのですけれども、ネットワークシステムというのはどういうふうに使われるか、私もよくわかりませんが、国とか都道府県とか、あとほかの市町村とのネットワークシステムと言われる、情報提供ですね。これにつきましては、平成29年の7月から、中途半端なのですけれども、7月からそういうシステムが動いていくというふうに聞いております。それまでにテストといたしますか、各市町村とか県とか、そういうネットワークを通じたランについては、これからまた期間といたしますか、いろいろな操作も必要なのでしょうけれども、そういうテストもやっていかないと、なかなか難しいかと思っておりますので、一応ほかの市町村とか県、国に対しては平成29年の7月からそういうお互いの情報提供といたしますか、それができるようになるのだということで説明させていただきましても、その生保云々については、私も県がどういうふうにするのかというのはよくわかりませんので、保健福祉課あたりでもよくわからないところありますね。まだわからない部分だと思いますので、これから決まっていくのではないのでしょうか。そのネットワークについては平成29年の7月からそれができるようになるのだという説明をさせていただきます。

以上です。

4番（皆川忠志君） 言葉の意味をちょっと教えてもらいたいものだけれども、4ページの第3条、町の責務ということで国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策というふうに書いていますけれども、この地域の特性に応

じた施策というのはどういう意味なのでしょうか。

総務課長（今井 薫君） 多分私も……

4番（皆川忠志君） これは、国の法律で書いてあるのですけれども、そのままここに転記というか、考え方を持ってきたという……

総務課長（今井 薫君） 番号法の中で5条で、先ほど申し上げたとおり、地方公共団体の責務について規定がありますよと。それを丸々3条のところを持ってきた部分ですので、そこまではちょっと私も深く考えていなかった部分です。そのままの引用ということでお願いいたします。

4番（皆川忠志君） そうすると、この文言が特に重要視、必要ないと、ここには。

総務課長（今井 薫君） 必要ないということはないと思いますけれども、国の法律でそういうふうに出ているものですから、それを3条のところに出たい込んだということでございますので、そういうふうに理解していただきたいと思います。

5番（今井幸代君） それに関連してということになるのですけれども、地域の特性に応じた施策を講じるものとするということなので、ここにもうたっていますから、町民の皆さん、まだまだこのマイナンバーについての理解が浅い方が、お話ししていると非常に多いなど。1月1日から施行されるということなのですけれども、報道でも大分取り上げられてはいるものの、まだまだその理解度が進んでいない部分がありますので、「きずな」等でもいま一度、施行に合わせて、こういった形で使われるのか、こういったものに使われるのか、そういったものを広報することでもこういった町としての責務にかかわってくることなのだろうなと思いますので、そういったときに取り組みをぜひしていただきたいなというふうに思います。意見ですので、コメント等あれば、よろしく願います。

総務課長（今井 薫君） この制度自体は、国がやっているものでございまして、町がどうかという話ではございません。国がもう少し一生懸命やってもらいたいなど、上戸彩さんがやっているのでしょうか。そういう形でもっと一生懸命国が広報してもらいたいと思いますけれども。

先ほどから申し上げているとおり、今までやっている事務なのです。それをただこの12桁の番号が振られることによって町としては条例をつくらないとだめですよという言い方しているものですから。今まで、ふだんやっている事務でございますので、その辺は住民にどこまで周知していかなければいけない部分はちょっとあれですけれども、今までも町の広報紙では何度か載せてはいますけれども、何か問い合わせが来るのです。まだ通知が来ないと。役場に対して通知がまだ来ないけれ

ども、どうなっているのかねというのが結構来ていました。役場が発送していると思っていますから、役場は発送しておりませんので、国から委託された会社がそういう作業をやっていると。そういう部分が全然住民の方には浸透していないなという部分で私も感じております。できればそういう部分で国のほうが言われて、市町村もやってくれという部分であれば、町のほうでできるPRを住民に対してしていけばいいのかなと思っています。

以上です。

(何事か声あり)

町長（佐藤邦義君） このマイナンバーについては、みんな町民に行き渡ったと思いますが、今、今井議員の質問の中で、私も気になっていたのもちょっと担当から聞いたのですが、要するにこの個人ナンバーがなければ何が手続できないかということだけをとりあえずは町民に知らせれば、大体事足りるということなのです。実際には、皆さん持っている免許証があればこのカード要らない、当分の間は。当分の間は要りませんので、だからその辺あたり、町で出したものを見ても、大半の町民はこれを理解していないと思うのです。だから、このナンバー法案、何と何に本当に今使うのだということ今度チラシを出すときはそういうふうに指示しますが、実際は免許証があればほとんど足りるということなのだそうです。

4番（皆川忠志君） ただいま町長言うように、そういう考えがあるなら、そういうふうに言ってもらいたいと思うのですけれども、住基ネットもそうですし、その番号を公にするというか、これはどういうふうに使われるのだろうかというのは非常に不安だと思うのです。今免許証で足りるのですと言われると、では俺は申し込まないと、届け出ないというようなまた話になると思うのです。ですから、その辺の、皆さんは事務をやっているんで、ただこういうふうにカードだけかもわからぬけれども、町民はそうではないのです。町民は、初めての番号をいただく人もいるし、そういう面では受けとめ方が町と温度差があると思うのです。やるほうとやられる、やるほうとやられるほうとっては言い方おかしいのですが。いわゆる自分の番号を外に漏らしたくない。詐欺が発生したとか、そういうこともあるので、非常に心配しています、はっきり言って。

ですから、今町長言われるような、少しかみ砕いた言い方ですよ。町民にわかるようにちょっとぜひ、それこそこの地域の特性に応じた施策ではないですか。ちょっと言ってしまったけれども、これがそうではないですか。そういう意味合いでぜひお願いしたい。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） では、私のほうからも町民課の処理ということになるのかどうかわかりませんが、今ちまたではこのマイナンバーを受け取らない、拒否しているというようなものが結構あると。ただ、もう法律で決められて、国があてがった番号ですから、本人が受け取ろうが受け取るまいが、もう番号は決まっているというようなものもあって、別に受け取らなくても問題はないというような報道もされているようですが、町では大体もう配られたと思いますが、拒否しているというようなものは実際どのぐらいあるのかというのは、今そちらでわかるのですか。

総務課長（今井 薫君） では、委員長、私のほうで。拒否している部分はちょっとわかりませんが、今配られていない世帯、153通あるそうです。そういうことですな。

（何事か声あり）

総務課長（今井 薫君） いえいえ、まだ行っていないということです。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 行っていないという数ね。拒否しているということでない。

総務課長（今井 薫君） 拒否ではない。それはわかりません。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 今インターネットとか何かいろいろ見ると、本人が番号を受け取らなくても国のほうでもう決めてあるのだから、全然支障がないというような話になっているみたいですけども、その辺がね。

（何事か声あり）

13番（泉田壽一君） これはやるときにいろいろ前段がありまして、国民の理解を得て施行をやるときにその目的というか、これは我々関係ないといえば関係ない、要は当時説明があったのはマネーロンダリング、裏資金の不正洗浄、脱税、それから消えた年金、そういうことの問題を年金が消えて、そうなっているので、嫁に行ったとか転居をしたとか、だから番号でどこへどう動こうとも、苗字が変わろうとも、名前が変わろうとも、それはどう変わっても番号にすれば、その番号は追及できるというか、だから消えた年金の問題と、それを解消するのと、それから資金、銀行の預金、要するに架空口座、人の名前で口座を貸して、今でもやりとりして、罪にはなっているようですけれども、そういうのが振り込め詐欺等で活用されたり、マネーロンダリング、不正洗浄で使われていると、そういうのを一掃するためということが目的であって、これは個人がこうなったから、では何をするのだ、何をするのだというのは全くなくて、これは政府のほうで管理をするという、そういうこ

とのためなのであって、そういう目的等あれが何か歪曲されて、ではどうのこうのという話になっていますので、それだけがきっちり原点で押さえられていれば、別に番号なんて本人が持とうが持つまいが、管理する側がわかっている、それさえ運用になればいいだけの話でございまして、先ほど町長が言ったように免許証があればどうのこうのと、もう本当にそれだけの話なのです。

私は説明会が新潟にあって行ったときに異論を申し上げた経過があって、私こういうのは反対です。ずっと反対です。何でかと。これ人間一人一人にICを埋めておくと。そうすれば、要するに犯罪の冤罪は一切なくなるし、それから東日本大震災のときの遺体が今もって見つからないなんていうのは全部見つかる。どこにあるか全部、埋め込むことによってそれができると。だから、冤罪もそこに、その人がその場所に行っていたか行っていないかというのが立証されると。だから、警察官も少なくなるし、裁判も簡単になるし、全てにおいてよくなるのは、みんな一人一人ペースメーカーみたいなのを鎖骨のところに入れていたから、ICの小さいのを、チップを入れるぐらいだったらどういふふうにもなると。だから、外国から不正移民が国内に入ってくる入ってこないも管理できるし、それだったらそこまでやるべきだということを持論で展開した経過も新潟の会議のときもありましたけれども、私は常にそういう持論持っていますので。これは、政府の全くの管理の問題でありまして、だからそれに準じてやるだけで、私らに全く関係ないのです、はっきり言いまして。それを直接関係あるようにいろいろやっているから、話が面倒になっているだけで。持論で意見です。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ほかにありますか。

では、なければ議案第47号の質疑は終わりたいと思います。

では、続きまして議案第50号、一般会計の補正予算について説明を求めたいと思います。

総務課長（今井 薫君） それでは、議案書の13ページでございまして。

議案第50号 平成27年度田上町一般会計補正予算（第3号）でございまして。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,673万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億8,741万8,000円とするものでございまして。

それでは、歳入のほうから説明いたします。19ページをお開きいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。それでは、10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税でございまして。補正額といたしましては9,067万7,000円でございます。説明欄に書いておりますけれども、普通交付税の部分でございまして。国のほうは、

これは前にも話したと思いますけれども、当分の間、人口減少等特別対策事業費として交付決定がなされたものでございます。

それから、その下の14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金で800万7,000円でございます。これにつきましては、国保の保険の基盤安定ということでの支援分でございます。国が2分の1、後で出てきますけれども、県が4分の1、町が4分の1というふうな割合になっております。

その下の2項国庫補助金でございます。1目の総務費国庫補助金5万9,000円でございます。これについては、来年から選挙の関係について18歳からというふうな形になりますので、そのシステム改修でございます。これは、国のほうから2分の1補助でございます。

それから、5目の教育費国庫補助金で19万円、これにつきましては書いてあるとおりで幼稚園の就園奨励費でございます。事業費の増といいますか、そういう形になっております。

それから、一番下の6目の地域住民生活等緊急支援交付金で1,000万円、これは地方創生の先行型の上乗せ部分でございます。歳出のほうで詳しく説明させていただきます。

それでは、はぐっていただきまして、今度は15款県支出金、1項の県負担金、1目の民生費県負担金でございます。729万円の補正でございます。国の補助で話しましたけれども、これも保険基盤安定ということでの支援分でございます。4分の1分になります。

それから、今度2項の県補助金、4目の農林水産業費県補助金で426万9,000円でございます。これは、2つに分かれておりまして、3節農業振興費補助金で146万9,000円でございます。トラクターを買われる方がいらっしゃるということで、3分の1補助になっております。

その下の4節水田農業構造改革対策事業費補助金ということで280万円、これはトンネルの部分でございます。集積の協力金といいますか、その交付事業でございます。

それから、19款繰越金の関係で、今回は1,794万2,000円を当てるものでございます。

それから、歳入の最後になりますけれども、20款諸収入の関係でございます。5項雑入、2目の雑入ということで補正額830万4,000円でございます。説明欄に書いておりますけれども、後期高齢者医療費の関係で精算金がございます。646万

5,000円、これは26年度の精算分でございます。その下の過年度の清算金につきましては、平成20年度から平成25年度までの清算金ということで183万9,000円になります。

それでは、続きまして歳出のほうへ行きます。22ページからになります。2款総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費で補正額105万6,000円でございます。内容につきましては、説明欄で説明させていただきますけれども、一般管理費で14節使用料及び賃借料でございますけれども、70万円、これにつきましては事務機借り上げ料ということでコピーをいっぱい使ったということでございます。今まで道の駅とか、それから防災計画も見直しております。総合戦略の関係もありましたので、少しコピー料が上がっているという部分でございます。

それから、その他事業ということで役務費の関係でございますけれども、手数料、これはマイナンバーの関係でパソコンの設定作業に係る手数料でございます。それから、委託料といたしまして、行政システムの改修委託料で9万1,000円でございます。

それから、社会保障・税番号制度システムの整備事業ということで15万7,000円でございます。これは、備品購入でございます、個人認証の関係の備品購入でございます。これもマイナンバー絡みでございます。タッチパネル的なものでございます。

それから、5目は下のほうの委員会になりますし、7目の企画費でございますけれども、28万1,000円の補正でございます。説明欄見ていただきますと、報償費の関係でございます。ふるさと納税の関係でございます、記念品をやらなければいけないということで予算が足りませんので、補正をさせていただきます。内容を申し上げますと、もう締め切ってしまったのですけれども、ルレクチェが非常に評判がよくて、その部分で78個分相当の補正をさせていただいたと。送料含めて3,500円ぐらいなのですけれども、それ78個ぐらいお願いしたい部分と、あともう一つ、湯田上温泉の宿泊の関係がちょっとばかり上がっております。人気がありまして、何人かいらっしゃるということで若干この中に含めてございます。あと、歳入のほうにつきましては、3月のところで補正をさせていただくようになろうかと思っておりますけれども、お願いいたします。

それから、その下の10目の少子化・定住対策費に参ります。これにつきましても説明欄に書いてあるとおり、40万円の補正をお願いするものでございます。利子補給の関係でございますけれども、平成26年度では9件で、27年度について10件相当

見ていたのですけれども、4件ほどちょっと数が多くなったということで10万円掛ける4ということで40万円の補正をお願いする部分でございます。

23ページに行きまして、12目の地域住民生活等緊急支援費ということで、補正額1,023万8,000円でございます。これは、先ほど歳入のほうで1,000万円追加で来た部分でございますので、若干詳しく説明させていただきたいと思っておりますけれども、委託料の部分でプロモーション事業をやっている部分で523万8,000円、それから看板計画策定の委託で500万円という形になっております。詳しく説明をさせていただきます。プロモーションビデオにつきましては、2つのPVを作っていきたいなというふうに考えております。若干前にもお話ししましたが、町の紹介のPV、それからもう一つは本田上の工業団地のPVを作っていきたいなというふうな提案でございます。ちょっとイメージ的なものを申し上げますと、時間的には3分から5分ぐらいというふうに考えております。両方ですね。あとは、イメージ的には町紹介については観光的なものを入れるのではなくて、そこに、町に住んでいる人たちの声とか、ドキュメンタリー風に仕上げていきたいなというふうに今考えております。それから、工業団地のPVにつきましては、実際に今2業者がおられますので、そういう方々の企業の声も入れたりして作っていければなというふうに考えておりますし、活用方法につきましては、町紹介のPVにつきましては当然ホームページのほうで公開していきたいと思っておりますし、ユーチューブなんかにも載せて、いかがかなと思っている部分でございますし、それから工業団地のほうは当然今申し上げたとおり町のホームページ、それからユーチューブでもと思っておりますし、県のホームページのほうにもいがた企業立地ガイドというふうな形になっておりますので、そこにリンクできればなと思っております。あとは、メディアのほうにもそういうものを配布していきたいなというふうにも考えております。あと、もう一つなのですけれども、こまちという雑誌がございます。相当売れている雑誌でございますし、若い層に売れているのでしようけれども、そこにエディアコーナーというのがあります。一つのコまちの中に地域限定といいますか、特集をした小冊子といいますか、そういうのを挟み込みする形での部分で、こまちのほうにもできれば予算を向けたいなというふうに考えているところでございますし、ターゲットについては20代から30代の女性を中心にというふうに考えております。ページ数につきましては、今ほど申し上げたとおり4ページ程度、全体的には4ページということでの、その部分の4ページの形に、12ページまでありますが、町部分で4ページ載せると。町内の企業からも賛同できれば、そういう企業の、スポンサーという言

い方悪いですがけれども、賛同していただけるのであれば、こちらのほうに一緒に載せていければと考えております。相当売れているのだそうで、こまち自体は今挟み込みの部分で5万5,000部考えております。6万部ぐらいはすぐ売れるのでございますね。それで、町としては5万5,000部ぐらいを考えております。

そして、東京の表参道のネスパスあたりにもP Vにあわせて置いてもらうような形がいいのかなと思ってますし、あとこまちの関係のスマートフォン専用サイトの部分で、1年間の間ですけれども、これ四、五十万円のお金かかるのですけれども、情報を掲載できるというのもありますので、そちらのほうにも載せていただければというふうに今考えて予算をつけさせていただいているところでございます。

あと、看板計画につきましては、この間もお話したのですけれども、その403号バイパスの部分でのあわせた、客をいかに町のほうに誘導できるのかなと。当然道の駅らしきものも形が見えてきましたので、そういうものにも来られる方々についても、町内のいろんな施設の看板がありますので、これからどういう看板をつくっていくかということで業者に対する委託をやっていきたいというふうに考えております。それが今申し上げた1,000万円の使い道でございますので、よろしく願いいたします。

それでは、プロモーションの関係はそれで終わりにさせていただきますが、今度その下の選挙費の関係でございます。4項選挙費、1日の選挙管理委員会費でございます。これは11万9,000円の補正でございます。これも電算の関係でシステム改修でございます。18歳に引き下げられる部分でのシステム改修する部分でございます。

それから、24ページになりますけれども、5項の統計調査費、2目の経済統計調査費ということで、補正額は0でございますけれども、これは説明欄のほうを見ていただくとわかるのですけれども、報酬と需用費の組み替えでございますのでひとつお願いいたします。

以上で総務課、終わりです。

産業振興課長（渡辺 仁君） それでは、私のほうからご説明申し上げます。

25ページ下段になります。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費でございます。農業振興整備事業ということで歳入でもお話ししましたとおり、今回新規就農者資本装備支援事業補助ということで176万2,000円をお願いするものでございまして、原ヶ崎の小林さんという方が認定新規就農者でございますが、27年1月に経営開始ということでございます。いわゆるこれは農林県単ということでございまして、トラクターを1台、今回のみでございまして、入れるということで

ございまして、事業費が消費税抜きで440万8,000円、そのうち3分の1以内ということで県費補助が146万9,000円、今までどおり町としての補助は補助残の10分の1と考えてございますので、計算いたしますと29万3,000円、県と町の補助、合わせて176万2,000円お願いするものでございます。

はぐっていただきまして、26ページ、4目の水田農業構造改革対策事業費ということで280万円をお願いするものでございまして、これも歳入のほうでお話したとおり、水田農業構造改革対策事業ということで機構集積協力金交付金事業ということでございます。これについては、毎年この時期に補正対応をお願いをしておりますけれども、経営転換協力金、いわゆる農業をリタイアした方に、面積に応じてお金を交付するというものでございまして、全額国費となっております。今回は0.5ヘクタールから2ヘクタールの方、これは50万円交付になるのですが、5名の方、それで250万円。0.5ヘクタール未満、この方については30万円の交付になりますので、この方が1名、合わせて280万円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、6目の農地費でございます。今回141万2,000円お願いするものでございまして、まず工事請負費ということで128万7,000円、これについては五社川の自動転倒堰、ちょっと写真が小さいのですが、一番上の、これが起立した状態です。ここのところにちょっと光るシリンダーがあると思うのですが、これが今年に入ってから起立した状態で、ある程度水圧がかかると、水がぼっと出たときに倒れるような仕組みなのですが、徐々に倒れていくということで、だんだん、だんだん倒れていけば水圧も余りかからないので、ある程度倒れると、そこから倒れないのですが、原因をということで秋作が終わってから調査をさせていただきましたら、若干の油漏れがあるということでございまして、今回直させていただくということでございまして、油漏れの工事とか、あとピット内のこの中にまた配管があるのですが、その辺の老朽化した部品をかえさせていただくということでございます。実は、このものは町の管理、町の設置の部分なのですが、最初の設置は昭和46年、45年ほど経過してございますので、その辺の修理は一回もやってございませんでしたので、今回お願いしたいということでございます。

続きまして、負担金補助及び交付金、19節でございます。12万5,000円お願いするものでございまして、新津郷の排水機維持管理負担金ということで、これも新津郷から排水が、田上の町の排水が出ていくのが大秋の排水機場と覚路津の排水機場を経由して出ていく部分がございまして、そこにおける排水機の維持管理の負担金と

ということで、全体の5.7%分でございます。若干増えた理由としては、積算基準となる26年度決算が確定したということございまして、主な原因等の理由としては覚路津排水機場の修繕費に係る経費が増えたということで本年度12万5,000円の増となったということでございますので、よろしく申し上げます。

続きまして、2項の林業費、1目林業振興費ということで23万9,000円をお願いするものでございます。説明欄のところに19節で、森林整備加速化・林業再生交付金事業補助金ということで非常に長ったらしい名前が出てございますが、これはこういった機種、フォワーダという、ここちょっと、これもまた写真が小さくて申しわけないのですが、林業用の機械でございまして、このグラップルというつかむやつで伐採した木をその荷台に乗せて、クローラーですので、どんな傾斜地でも行けるのですが、下まで、集材場所まで運ぶということで、今まではどうやってたかという、ユンボにワイヤーをかけて、つってちょろちょろと、何本もつれないのですが、そういったものでやっていたのですが、昨年あたりから、何とか国をお願いして、このフォワーダという機械を入れたいということでございましたけれども、なかなか確約がとれなかったのですが、今年に入ってから、何とか国が、50%国の補助なのでございますけれども、補助金がつくということになりました。急遽本年度交付申請等をして、認められたということでございまして、補正ということでございます。これについては、税抜きで1,250万円ございまして、半分が国、そうして申し合わせで昔から事業費の10%市町村負担でお願いしたいということになってございましたので10%、そのうち平均割を50%、面積割を50%ということで計算いたしますと、田上町分で23万9,000円、加茂市が42万6,000円、三条市が58万3,000円ということでそれぞれ、加茂市とだけは予算がないので、12月補正対応ということでございますし、三条市はほかに補助金があるそうございまして、その残で対応させていただくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、27ページになります。7款1項商工費、2目商工業振興費ということで、補正額1億円ということでございまして、全員協議会でお話しさせていただいた例の工業団地用地取得助成金ということで今回1億円を計上させていただいてございます。

続きまして、4目湯っ多里館事業費ということで28万3,000円でございます。修繕料ということでございまして、浴室用の送風機の取り替え修繕をお願いしたいということで、予算がもうほぼ底をつきそうございましてお願いしたいということ

で、今回は入っていただいて、廊下を渡って奥のほうのごまどうの湯の送風機、要は浴室内の湿気を外へ出す、このぐらい大きいファンの送風機があるのですけれども、それがどうも、何回かかえたことがあるのですけれども、温泉成分を含む湯気が出ますものですから、どうしても金属部分の腐食が進むということで今回やむを得ず交換ということでございますので、この予算をお願いしたいということで計上させていただきましたので、よろしく申し上げます。

以上であります。

地域整備課長（土田 覚君） おはようございます。8款土木費をお願いします。1項道路橋梁費、2目道路維持費でございますが、補正額はございませんが、右側のほうによりまして説明させていただきますが、交付金事業の補助率10分の6で行っております橋梁修繕工事事業でございますが、13節の委託料を520万円減額いたしまして、15節の工事請負費に520万円組み替えるものでございます。この理由でございますが、13節の委託料の確定によりまして15節の橋梁長寿命化修繕工事に組み替えるものでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） では、以上で説明終わりましたが、10時15分まで休憩します。

午前 9時58分 休憩

午前10時15分 再開

総務産経常任委員長（熊倉正治君） では、再開いたします。

今説明いただきましたが、質疑のある方どうぞ。

2番（笹川修一君） まず、歳入です。19ページの地域住民生活等緊急支援交付金、これは1,000万円があって、そして歳出のほうは、ちょっとそのほうがわかりませんが、2つに分かれていますよね。

まず、23ページの国県支出金が400万円、それで地方創生のプロモーション活動を行って、一般財源は623万8,000円と。つまりここで国の支出は400万円使うと。

もう一点は、27ページ、これ商工業振興費、国の支出は600万円。それで、今回の工業団地の助成金というか、そういうふうに分かれていますけれども、これ何で分かれてやるのかなというのが、それちょっとわからないので。

それと、もう一点は、これ先般ちょっと、前のときのお話だと、1,000万円というのはもう今年度中に全部支出しないとだめなのですという内容で今回そういうプロ

モーションとか、もろもろ考えますという内容ですので、これはやっぱり使い切らないと戻すのか。

まず、ちょっと2つ、何で分かれて計上なのですか。一緒にプロモーションならプロモーションで1,000万円ぼんとしてやったほうが私は、初めそう思っていたものですが、今聞いてみると、2つに分かれているので、なぜなのかなというふうに。

それで、もう一点は、さっき言った今年度中にこれは持ち越しできるのかどうかによって、この持ち越しで繰り越してできれば私はいいと思うのですが、その辺ちょっとわからないものですから、教えてください。ちょっとまたがるみたいですが、申しわけないですが、申しわけないですけれども。

総務課長（今井 薫君） 分けた考え方ですので、泉田係長のほうから説明させます。

少子化対策推進係長（泉田健一君） 今回の交付金1,000万円につきましては、国の交付金の上乗せ分ということで、10月30日までに地方創生総合戦略を策定した団体に対して交付されるものになります。

その交付に当たりましては、国のほうにこの交付金をいかに使うかという事業計画のほうを提出いたします。今回国に提出しました事業計画には、この12月に補正を上げさせていただきましたプロモーション活動、看板計画、そして工業団地の補助金、この3つの事業を上げております。国に申請しておりますので、その事業に対しましてそれ相応の1,000万円の配分を行ったこととなります。あくまで事業費に対して国からの交付金を充当し、足りない分につきましては一般財源を入れるということで今回の事業を行います。

また、2つ目の質問としまして、繰り越しができるのかということなのですが、この交付金自体が国の平成26年度の補正予算による交付金を繰り越したものでありますので、28年度への繰り越しは国のほうでできませんので、当然ながら我々のほうとしましても28年度に繰り越すことはできません。

以上です。

2番（笹川修一君） 3つの事業で分かれているという話なのですが、1,000万円と、地方創生先行型で1,023万8,000円ですから、1,000万円を出ていますから、1つにやったほうがいいのではないかなと。1,000万円以上だったら分かれていくというのはわかるのですが、事業計画はもう1,000万円なのですから、それで今年度作るということなので、分かれる必要はないのではないかなという、素人考えなのですが、そういう意味でありますし。

もう一点は、今年度中に全部支出しなければだめなのですけれども、では工業団地の1億円というのがありますね。今年度中にこれ可能ならいいのですけれども、今の話だと、今年度中に売れますよと。売れるので、そこでもうここに予算をつけましただったら、私は意味わかりやすいのです。その売れる予定があつてのせているのか。売れる予定がなかったら、これはみすみすまた戻さなければいけないのですけれども、600万円を戻すということになると、これは話が違ってきます。そこをちょっと2点、大きな問題というか、これ戻すということになると、私戻さなくていいと思っていたのですが、今聞いてみると、戻すとなると大変な問題になるかなと思うのです。ちょっとお聞きします。

少子化対策推進係長（泉田健一君） 今ほどのようなご質問ですけれども、笹川議員が言われるとおり、工業団地の補助金については実際売れない限りは執行はできませんので、そういうことになりますけれども、あくまで1,000万円というのはその3つの事業に対しての財源充当になります。現在予算を作る段階で予算としてそこを充当しましたけれども、実際に事業としてやっていく中で工業団地の補助金のほうが出ないということになれば、笹川議員が言われたようにプロモーションと、あと看板計画のほう、1,000万円の事業費になりますので、こちらのほうに交付金のほうを全て振り向けるという形になります。

2番（笹川修一君） ということは、これは1,000万円というか、1億円というのはもう売り先が決まっています出しているのかということもさっきちょっとお尋ねしたのですけれども、それならわかるのですけれども、まだ売り先決まっていらないのかどうか。だったら、今までずっと難しいことやってきて、でしたら初めからその1,000万円なら1,000万円そこに使ったほうが必ず、あとつけ替える必要ないと思うので、それやったほうがいいのではないかなと思うのですけれども。いや、それは、全部だから使い切らなくても、その間に調整できますよという内容だと思うのですけれども、そんな難しいことしなくても、初めからそこに出せばいいのではないかなと。そこはちょっとよく理解できないのですけれども、お願いします。

総務課長（今井 薫君） 工業団地のことでございますけれども、売りたいのですけれども、決まっておられません。PRしたいということです、町として。今までのやり方は、特に値段を下げてという話だったので、それですと弱腰なので、町から補助金で出そうと発想してきた部分であります。国のほうからお金が1,000万円来ると、その分けただけですので、工業団地のほうで売れないということになれば、看板と、それから今言ったプロモーションビデオのほうに、1,000万円以上あり

ますので、そちらのほうに充当していくという考え方なのです。だから、国としては1,000万円出すよと。一応網かけみたいなのもあります。制約もありますけれども、それならいいですよということで、国のほうからお墨つきをいただいておりますので、その中で振り分けていくという考え方なのです。売れなければ1,000万円といただきますか、そちらの1億円の工業団地のほうで作る必要がなくなるのであれば、看板のほうに回したりとか、そちらのほうにお金を充当できるわけですので、そういう考え方です。

(何事か声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 最終的には、工業団地のほうに使わなければ、事業計画を変更してプロモーションビデオのそちらに振り向けると。今の計画は、2つでいっているという理解でいいのではないのでしょうか。

2番(笹川修一君) いやいや、私それわからない。それを確認するために今。予算ができていますから。

4番(皆川忠志君) 1億円のほう、今度内容は一般財源になるのですねというのを確認したいのですよ。

2番(笹川修一君) はい。

では、1億円は今回一般財源とするのですけれども、今期できなかった場合は来期にこれは繰り越していかないと、なかなかその1億円をそのときそのときに予算計上というわけに私いきないと思いますので、もし仮にこれができなければ、やっぱり売っていかなくてはいけないのですから、これは1億として繰り越しとして残す、繰り越しというのですか、やっぱりそういうふうに補助金をしっかりと出していくのかどうか、その確認をお願いします。

総務課長(今井 薫君) 来年度の予算の話ですけれども……

2番(笹川修一君) いや、ちょっと難しいですか。

総務課長(今井 薫君) いえいえ、今年こう上げさせていただいて、売れなければ、今言ったとおりの話になりますし、また28年度の予算案については当初予算に1億円計上すると、一般財源に。ということになります。

2番(笹川修一君) 繰り越しで。

総務課長(今井 薫君) 繰り越しではなくて、新たに28年度の当初予算に計上させていただく予定でございます。

2番(笹川修一君) わかりました。ありがとうございました。

5番(今井幸代君) すみません。23ページ、プロモーション事業実施業務委託523万

8,000円と看板計画策定業務委託500万円なのですけれども、これ調査範囲、どのあたりになるのですか。新潟県内というような形になるのですか。この計画策定に当たって、ではどの辺にどういったものを設置していけばいいのかという調査になると思うのですけれども、その調査範囲というのはどれぐらいになるのかというのをまず教えていただきたいというのが1点。

あと、プロモーション事業、こまちのほうに差し込みなんかも今検討しているということなのですけれども、町の紹介と本田上工業団地、2つのプロモーションビデオを作る。そのビデオを使ってホームページとかユーチューブに公開するということなのですけれども、はっきり言ってどれだけのこれは事業効果としてあるのか、非常に私は疑問を持っています。523万円の予算を積算した内訳がどういうふうな形になっているのか、少し教えていただきたいと思うのですけれども、3分から5分程度のもの2本つくって523万円というのは、価格的にはまず相当ちょっと高いなというふうに思っています。企業のPR、プロモーションビデオなんか、15分ぐらいのものでも大体200万円とか、正直100万円ぐらいからできるようなものもありますし、これはどれだけのものを作ると、この金額になるのかというのが非常に疑問を持っていますし、実際工業団地のプロモーションビデオを作っている自治体も確かにあります。ユーチューブにも上がっています。これの視聴回数はもう本当に寂しい数字です。そもそもユーチューブのユーチューバーが工業団地のプロモーションビデオを見るのですかと。プロモーションビデオを作って、それを使ってどうプロモーションセールスするかが非常に大事なわけで、プロモーションビデオを作って、それが自己満足、ああ、いいのができたできた、いや、よかったでは困るわけです。それを使ってどうプロモーション活動するのかということをどのように検討されているのかと聞くと、ユーチューブとホームページです。それは、ちょっと余りにも計画としては浅はかではないですかというふうに思ってしまう。町の紹介も、プロモーションビデオとも言っていますけれども、例えば町の紹介のプロモーションビデオを作るのであれば、それであれば私賞金、例えば100万円でもいいから出して、動画コンテストみたいなのをやったほうがよっぽどおもしろいものができると思います。日の目を見ないクリエイターたくさんいますし、地域の人たちも、いや、こんなこと町でするのだったらおもしろいな、やってみたいなというふうな機運が高まって、町民の皆さんを巻き込んだ町の活性化にもつながっていくのだらうなというふうに思います。

今スマートフォン一つで動画が作れる時代です。パソコン一つで動画が作れる、

映像が作れる時代です。多分ここにいらっしゃる皆さんでそういった映像をつくった方はいらっしゃるかもしれませんが、例えば今結婚式の2人のPRビデオなんかも自分たちで作る人もたくさんいます。動画編集のアプリであったりとか、そういったシステムというのもどんどん、どんどん進化をされていて、素人さんが非常に高いクリエイティブな作品を作れる時代になっています。それであれば、より話題性を考えると、私は企業に頼むだけではなくて、そういった町民の皆さんであったり、外部のそういったクリエイターを巻き込んだ動画コンテストみたいな方法も町の紹介PRには非常に有効なのではないかなというふうに思いますが、ちょっと今回出している2つのプロモーションビデオをつくってホームページに公開して、ユーチューブに上げていきますというだけだと、ちょっとお粗末ではないかなと、正直言わざるを得ないと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

総務課長（今井 薫君） まず、1点目の看板でございますけれども、基本的には町内になろうかと思えます。

それで、今町が設置している看板につきましては町外も多少あろうかと思えますし、それを含めた中での看板計画になっていると思えます。

あと、2点目のプロモーションビデオの関係でございますけれども、金額的に若干申し上げますと、町紹介のPVが140万円程度、それから工業団地のPVが150万円程度というふうな形で聞いております。

私は、PVの活用とか、そういうことをちょっとお話ししたのですけれども、DVDも作っていききたいなというふうに考えております。これは、自庁のほうでつくれるかと思えます。特に工業団地のPVでございますけれども、これから企業向けの営業活動をするわけですので、そういうところに行って、それを見ていただくというふうな手法でも検討していく予定でございますし、それを利用していくといたしますか、DVDを作って、それを企業に持って行って見てもらうという方法もあろうかと思えますし、単純にただ町のホームページに載せればいい、ユーチューブの動画サイトに公開すればいいという話ではございませんので、活動していかなければ、私どもも10億円の借金があるわけですので、そういう部分でも1億円の補助金とあわせて、どうにかしていかなければいけないと思っておりますので、ひとつ手法として今こういうものを上げさせていただく。

それから、今井議員の考え方もよくわかるのですけれども、何せ今回の議会、もう12月でございますし、国の補正も今回しかつかないし、繰り越しもなかなか難しいということになってくると、町の紹介PVについても作り方、いろんな方法ある

かと思えますけれども、時間もなかなかない中での補正でございますので、そういう部分で、田上は本当に四季豊かな町だと思いますし、そういうものも取り入れてやっていければいいのだろーと思えますけれども、今回は先ほど申しましたとおり、町に住んでいる人の声を中心にドキュメンタリー風の形で作っていただきたいということで委託する部分で計上させていただいた部分でございます。

では、泉田係長のほうからもう少し詳しくお話しをしてもらいますので、よろしくお願ひいたします。

少子化対策推進係長（泉田健一君） 今ほどの総務課長のご説明に、では若干補足をさせていただきます。

町としましても今回P Vというのは初めて作るものですので、どのように使っていくかというのは今検討しているところも多々あります。今思いつくところでは、こういう形でやっていますが、それに加えていろいろな方法でやると。そして、D V Dをいかにうまく利用していくかというところはこれから検討していきたいと思っております。

今ほど想定される配布の方法につきましては、総務課長のほうから説明があったとおりではございますが、今回のP Vを作るという理由、あと効果につきましては、やはり総合戦略、人口減少対策ということに向けて町をP Rしたいと。新潟市においても、田上町がどこにあるか知らない方も実際には結構います。そういった方々に対しまして特に県内、田上町の存在というものをP Rするに当たって、今井議員もよくおっしゃられますので、ネットを使ったものも当然ながら利用しつつ、主に人口ビジョンの中で新潟市へのかかわり、新潟市に出ていく方、通勤される方、そういう方が多いわけですので、その辺も踏まえた中で県内へP Rをしていきたいと思っております。その結果、町の紹介のP Vにつきましては、それで町を知ってもらえることができる。それから、では田上町に行ってみようかということをお願ひいただけるのではないかと。では、実際に来ていただければ、田上町というのはこういう場所なのだと、どんなところかわかるし、いいところも悪いところもわかっていただける。それで、その結果、近隣市町村にお勤めの方であったりとか、そういった方がここを住地として考慮していただければということをお願ひしている部分であります。

工業団地におきましては、当然ながらなかなか工業団地売れない現状がありますけれども、これについてもやっぱり紹介して宣伝していかないことには企業の目にはとまりません。紹介することによって、実際これで企業に来ていただければ一番

だと思っております。そうすることによって雇用が生まれ、人が町に集まり、そして町内の経済的にも効果があるということではないかということで、総合戦略の中でいう人の流れ、仕事を作るところから、今回のPVのことを計画させていただいております。

一応このほかにも周知の方法としましてはDVDを作るということもありますので、東京地区のほうにも我々行くこともありますので、そういったところで紹介したりですとか、あとはそれぞれ関係するところであったり、出会いサポート事業なんかで町外から来られる方もいらっしゃいますので、そういった方にお配りするのの一つかなというふうにも検討はしておりますが、そのほか工業団地では、今お話があったとおり、営業活動の中で対応していきたいというふうに考えておりますし、これを実際にやってみないことには、我々も初めてのことでありますので、やりながらも反省すべきところは反省していつて、せっかく作るものですので、有効に活用し、町の中でひと・しごとを呼び込めるようにしたいというふうに考えております。

以上です。

5番（今井幸代君） 営業活動をしていく中でDVD、プロモーションビデオがないと、なかなか売れない、だからつくっていかう、こういうのが必要だとなるなら、まだわかるのですけれども、そういった営業活動も今情報提供なんかもお願いはしていますけれども、実際今限られた職員の中で、では職員の皆さん、町長もいろんなところに声をかけていただいている部分はあるかと思いますが、日々の業務を抱えていながら、セールスをしていくというのは実際問題難しいと思うのです。それであれば、もう私はいっそのこと、工業団地をひとつセールス代行、委託してみるのほうによっぽど可能性としては高いのではないのかなというふうにも思いますし、プロモーションビデオをDVDをつくって、ではそれをばらまいたからといって、どれだけ工業団地の売却に効果が出るのかというのは、期待値が限りなく低いものだなというふうに私は思っています。

実際今町の紹介のプロモーションビデオについても係長から話がありましたけれども、時間がないから業務委託するのだということをおっしゃられましたけれども、例えば賞金100万円で町のプロモーションビデオ、動画コンテストをやります。優勝者には100万円で町の認定プロモーションビデオ、PRビデオとしてさまざまな広報活動に活用させていただきますみたいに、1月末、2月中旬ぐらい締め切りにして、それから審査して、3月にはもう優勝者を決めるという形であれば、ある程度スケジュール的にはやれると思いますし、3分から5分の動画であれば、恐らく1カ月

程度あればクリエイターの皆さん、ないし一般の方であればつくっていただけると思います。だから、数字としてはこれでいいと思います。ただ、町のプロモーションビデオに関してはもう少し再考の余地が私はあるのだろうし、していくべきだと思います。町の業務委託をしてプロモーションビデオつくっても、きれいなビデオをつくって、何となく終わるのかなというのが私の正直なイメージです。それならば、賞金100万円出して、周りの人を巻き込んで、いろんな動画をつくってもらって、そうするといろんな視点が見えてくると思います。いろんなクリエイターの方がいて、いろんな町民の方、外部の市民の方いらっちゃって、そういった方が作ってくる動画というのはすごくおもしろいものが出てくると思います。そういったものを見るというのも、新しい視野を広げるという点でも私は意味のあることかなと思いますし、その辺はぜひ再考していただきたいなというふうに思います。数字として町の紹介に140万円使うというのはいいかもしれませんが、方法としてはもう少し再考してみてもいいのではないかなというふうに私は思っています。

町の看板の策定に関しては、基本的には町内で行っていく。町内のどのあたりに看板を設置すればわかりやすいのかと、そういったところを主眼に置いての計画策定ということなのではないでしょうか。今町のPRが大事なのだというふうな話をしていましたけれども、それと町外の町の看板設置みたいなあたりはどの辺まで、今回の計画では入ってこないというのですか、もう完全に計画策定の対象区域というと町内となってくるのでしょうか。その辺もう少し説明お願いしたいなと思います。

総務課長（今井 薫君） では、看板の関係からご説明申し上げますと、基本的には今の403号バイパスの完成に向けての、田上町に来ていただくような動線で考えております。それも今後委託していきますので、今委託業者のほうでどういうふうに考えているか、町としては既存の看板がありますので、それがどういうふうな形でという部分が基礎になりますけれども、業者のほうで、いや、こういう場所にも必要だよというご提案があれば、計画ですから、つくっていきたくと思います。私どももそういうのもある程度、初めてなのでございますので、経験豊富な業者だと思っておりますので、そういう部分を含めて、業者からもアドバイスをいただきながら計画をつくってまいりたいというふうに考えております。

それから、町紹介のプロモーションビデオでございますけれども、なかなかそういうことも、加茂市がつくりましたよね、何か。

5番（今井幸代君） 加茂版ですか。加茂市ビデオ。

総務課長（今井 薫君） みたいなもの。要するに四大の学生が作られたのではなかつ

たか。何かそういう話を聞いたのです。そういうのもあるので、そういうのもあるよねという話もしていたのです、係の中では。でも時間もある程度制限がある今回の補正ですので、なかなかその部分難しいだろうということで、イメージ的には住んでいる人の声を中心にドキュメンタリー風に仕上げた方がいいのではないかとこの部分で、住んでいる方の声を最大限、町のいろいろ施策等もございますし、施設もあるわけですので、そういうものを巻き込んでいきたいなど。今までのよそが作っている観光用支援的なものにはしたくないなというふうに考えますので、生の声を入れてドキュメンタリー風に作っていきたい。

それで、あと宣伝効果が一番問題なのかなと思ってますので、メディアにも、新聞とかテレビにそういうDVDをつくって配布して、ビデオを少しでも広く上手に使ってPRができればなという部分もありますので、今回はこういう形で予算を計上しております。

委員長、以上です。

5番（今井幸代君） では、最後にもう一度だけ。

町の紹介ビデオ、メディアを巻き込んでというふうにおっしゃっていられますのでぜひ業務に、民間に、事業所に委託して作るわけですよ。であるのであれば、例えば町のプロモーションドラマを作ります。町の皆さん、ぜひ参加してくださいというような形で、出演者を公募で募るとか、少しそういったメディアを巻き込んで、町民の皆さんたちが一緒になって作るのだというような出し方をしていくと、少しマスコミもついてくる部分が私もあるのだろうなというふうに思いますので、そういった手法に関してはぜひ検討していただきたいなというふうに思います。今すぐどうこうというふうな、すぐ答えが出るわけではないと思いますので、その辺はよく吟味をしていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

13番（泉田壽一君） 質問から、さっき森林組合のほうへの購入の助成がありますが、26ページであります。南蒲森林組合の。三条は52万何がしはいいでしょう、田上もいいでしょう。加茂は、前回の負担金払っていませんよね、数年前のやつを。三条も、田上もみんな払いましたけれども。当時、前の課長、乾課長のときだったと思うのだけれども、加茂市が払わないということで、即払うことはいかがなものかということで、議会もそういう動きになりまして、どうでしたでしょうか。二、三年据え置いたのかな。

それで、二、三年据え置いて、当時たしか記憶で50万円だったと思うのだけれども、その後払った経過がありましたよね。加茂が払わないのに、田上が先に払うことないというのが当時の意見でした。

それで、たしか加茂市は林業育成か林道か何かの工事を発注するから、それにあわせて負担金を帳消しにしてくれとか何かの話が、中身がなって、森林組合、それをのんだのかどうなのか、定かではありませんけれども、今回もこうやっていて、応急診療所の負担金も払っていない、加茂病院もまた今回こういうふうにして払わない算段で、どうも隣のまちというのは信用性、私ゼロなのですよ。

こうやってみると、またこの金額そのものも、田上は23万9,000何がし、それで議会で議決すれば、恐らくまたそのまま払うことになるのだろうけれども。加茂が42万6,000円、隣の自治体のことなので、越権行為になるので、何ともどうにもなりませんけれども、恐らくまた払わないのだろうと。私は、森林組合というのは、これは予算をみんな積算して、その金が足りなければ、また国からの補助金が出て何しても、何とかその分、また工面しなければならぬというような状態になるということだろうけれども。だから、その辺に関しては森林組合から情報というか、話は聞いているのですか。前回のその負担金のものは払っていないことは確かなので。

産業振興課長（渡辺 仁君） 南林振という森林組合と市町村とが集まる協議会がありまして、秋の段階で今回国の補助金もついたので、皆さんのほうでお願いしたいということで、そこでおおむね了解を得まして、今回のことについては、先ほども申しましたとおり、三条市は既定の補助金の残がございますので、そちらで対応したいと。加茂市と田上町は予算がないので、12月議会をお願いしたいということで、わかりましたよということで終わっていますので。

それと、つい最近加茂の課長さんにお会いして、どうしたね、上げたかねという話をしましたら、12月議会に上げるのだということでお話ししておりましたので、それはそれとして、私どもとしては国の補助事業にものっかっておりますし、林家の方々のいろいろの面での有利さを考えると、隣がどうのこうのというよりも、補助金を出していくというのが正当ではないかなということで、三条市さんも同じ考えでいるみたいでございますし、加茂も同じだと思っているのですけれども、今回補正をお願いしたということでございますので、お願いいたします。

13番（泉田壽一君） 隣の自治体のことなので、越権行為ですから、それ以上の介入はできないし、今後ちゃんと清算されるのかどうか、それだけ情報はとっておいてください。

それから、先ほど同僚議員のプロモーションビデオ、P Vの関係でやりとり聞いていましたけれども、町づくりとか町との関係のものは確かに町民を巻き込んだり、一般を巻き込んでいるのは、これは町おこしの一環というか、それからマスコミ性もあるからいいと思います。だけれども、工業団地に関しては全く専門的なことですので、ましてや購入するのが企業経営ですので、企業経営者、会社の関係ですので、一般を巻き込んでどうのこうのというのは全く関係ないと思います。それよりも必要なのは、まず本田上の工業団地において小林製作所の角のところに本田上工業団地という、大して大きくもない看板が一つ立っているだけ。あの中に大きい看板で、本田上工業団地分譲中なんていうのは、横で大きくて、それこそ1字が4メートル真四角ぐらいの、そういうふうな字で出しておかないこと自体が、分譲中というのとは大体通ってもわからないですよ。だけれども、みんなどこでもそういうふうにやっています。ここは本田上工業団地というのを小林製作所のほうに、大して大きくないものがあの角に立っているだけです。

それで、今回1億円のこういうのをつけたのであれば、本田上工業団地という大きい字で分譲中と出して、その下に1億円でそれを助成、1億円補助金という大きい文字で見えるように物をやらなければ何にもならない。だって、我々は議会にいるからわかっているけれども、あそこ通っている人たちにといいか、その企業経営者に対しての広報がない。そういうことをちゃんとやっていかなければだめ。誰が通ってもすぐわかると。そういうのを見ていることによって人に口伝えに伝わる。会社の営業の関係が、一般の末端の営業の関係もいるだろうし、会社の中では三役に値するような専務とか常務とかという、社長本人も通るかもしれない。だから、そういう人たちの目について、通ってすぐわかるような状態にすることがまず大事。

それから、このビデオをやるということに関しては、直接会社を訪問して不特定多数の会社にといいよりも、まず不動産屋に本田上工業団地の環境と条件と、新潟市と比べて、政令市と違って事業所税がないような特典が田上にはあるとかどうのこうのと、そういうことを全ていろいろとやったのを不動産屋に渡して、10分、15分のそういうビデオを作って、営業に渡すと。それで、見てもらって、不動産屋からお手伝いをしていただくと。その不動産屋に対しても契約が成立したら、マージンとしてどれだけどうだこうだということも全て作られた中でそういうふうなのを渡すというようなものを作っていくほうが、本田上工業団地と町づくりと町とのものは全く別だと思えます。同じ次元で物は発想しないこと。これは、もう専門的なことです。だから、プロに対して専門なところに知らしめるようなビデオの作り方をす

る。これは、一般大衆が見てもどうにもならない。だから、一般大衆が見て、アクセス数が余計あるなんて、私に言わせればくだらないほどアクセス数がいっぱいあるんです。何百万あったなんていうのは、大体くだらないことばかり。3カ月や6カ月の子どもにたばこ吸わせて、にたにたしているようなあんなくだらないのがアクセス数がいっぱいあって、まともなものというのは逆にないのだ。真面目なやつは。世の中というのそういうふうになっているんです。

だから、プロ用にしっかりしたのを作って、新潟市のそれなりの不動産屋にやはり担当課として、何日かかるかわからぬけれども、訪問して、それらを了解して見ていただいて、理解していただいて、それでお手伝いしていただくと。だから、そういうために作るというのであれば、私は作ることに對しては非常にいいことだなと。要するに言葉だけではなくて、実際映像として形にして見せるというのは、その営業する人も受けが違いますので、本田上の工業団地のカタログよりも、動く映像を一緒に出すというのは、それだけ違うと思いますよ。一旦また終わったようなものを出して悪いですけども、その2点をお願いします。

産業振興課長（渡辺 仁君） では、1点目の看板の関係でございますが、確かに議員が言われるとおり、ちっぽけな本田上工業団地というのがあるのですけれども、あれにしても総工事費でいけば二百三十、四十万円かかっているかと思えます。

それで、私もあの看板ができる前に、JR側でも何でもよかったのですけれども、3メートル、3メートル1文字、足が3メートルでしたか。それをJR側か403号側か、どちらからでもいいのですけれども、考えて、あるところから見積もりもらったことがあるのです。そしたら、それだけの大きいものになると、確認申請は要るし、構造計算も要るので。という、専門家からの分析をしてもらわなければだめだということで、本田上工業団地分譲中と入れると、ちょうど10個になるのですけれども、それで3メートル、3メートルで、間3メートルぐらいあけると60メートルぐらいになるけれども、見積もりが二千何百万円ぐらいになったのです。そのときには、ある程度地盤がしっかりしているのであれば、このぐらいだけれども、地盤が余り弱いともう少し金はかかりますよということで、さすがに売れてしまえばそのまままた壊さなければだめだし、その辺を考えると、なかなか財政のほうにもお話を申し上げられなかったということがありまして、ちんけになるかもしれないけれども、桃太郎旗で対応させていただいておりますけれども、何せ風が強いものですから、桃太郎旗ももう半分以上折れたり、ちぎれて飛んでいたりしているのですけれども、そのおっしゃられることはよくわかるのですけれども、そのよう

な状況でございまして、大きい看板をと思ったのですが、できないような状況に今なっております。

町長（佐藤邦義君） 何か弁解の答弁になってしまって申しわけありませんでした。今井議員の意見を参考にしながら作っていきたいと思いますが、皆さんご承知のようにこのプロモーションという言葉は、実は国のほうで総合戦略にプロモーションというのは入っているのですね。これはなぜかというと、地方創生で地方が埋没しかねないから、どんどん、どんどん宣伝しなさいと。そういう事業でやりなさいというふうにプロモーションという言葉が出てきました。今日皆さん日報見て、ある読者が、何で国は面倒くさい外国語を使うのだというのが左側のほうに出ていますので、ごらんになって、そのとおりだなと。私もどちらかというと、余り外国語使わないほうがいいというのが実は本音でありまして、このプロモーションというのは今流れているのです。これは、宣伝と産業の振興です。それを英語でプロモーションということに、推進するという言葉になったのですが、今井議員からもご指摘のあったような形で、私も実はこれ庁議のときは、モデルを使ったらどうだという話をしたのですけれども、それも対応の問題があるから、一般の人を使うということであれば、それはそれでいいと思いますが、また担当のほうでできるだけ企業に売っていきけるような、そのためのビデオということになっております。

不動産会社という泉田議員からご指摘ありましたけれども、先般副町長のほうが、新潟の不動産屋にも話をして、見に来てくれと、こういうような話しておりますけれども、まだ今までのこのパンフレットしかありませんでしたので、余り効果的でなかったと思いますが、そういったことも町のほうでしていますが、これからこれを使って、いい絵を見てもらって努力していきたい。事務に参考にさせていただきますので、よろしく願います。

13番（泉田壽一君） そういうふうに参考にして、いい方法をとってもらいたいということです。

先ほど見積もりで2,000万円ぐらいという話ですけれども、見積もりですので、1社ではなくて、何社かに声かけて、ある程度の、本当にやろうと思えば、何社かからとるので、そういう1社で参考に、恐らく参考程度だったので、課長の考えは。だから、1社で2,000万円が出てくる。本当に事業やるのだといえ、その半値の1,000万円が出てくるかもしれないから。その辺は、あの姿勢の中でしっかりとやれば違ってくると思います。

近隣の例ですけれども、白根の、今南区になっておりますけれども、かつて県内ゼ

ネコンの大手の分譲した黄金団地、あそこなんて一番最初田んぼのところで造成して、今びっしり全部埋まっていますけれども、それこそ1文字が3メートル、4メートルの大きいのがあの国道8号線沿いのところにどンドン、どンドンといって分譲中という、大きいのが立っていたのです。だから、どこを通ってもすぐわかるように、ある程度距離の遠いところからでも見えるような、そういう看板を設置しなければ、看板としての効果がない。ここだってJRで、要するに電車が通っても、電車のほうに向けての通っているお客が、走っていても電車から見えると。それは通勤電車でなくて、急行の北越でも何でも通るわけだから。北陸線の新幹線がどうのこうのと、それもつながっているわけだから。日常の通勤ではなくて、それなりの立場の人たちの乗る電車だってあるわけだから、それらが通って、わかるようにするにはそういう大きい看板。やっぱりそうやって広報しなければ、金額が2,000万円というけれども、1カ所だけでないから、もっと前向きにやっていって、半値で1,000万円になるかもしれないし、もっとその下も出てくるかもしれないし、だからその辺は前向きにやるという姿勢の中で検討していただきたい。

それから、ビデオはいろいろ検討した中で作り方を考えるそうですので、よろしくをお願いします。

以上です。

2番（笹川修一君） 25ページの農業振興費、26ページの水田農業機構改革対策事業費という、非常にこういう補助金というのはありがたい話で、いいなと思いましたがけれども、私もちょっと教えてもらいたいのは対象条件、これはまた今後どういうふうな機械で、また申請して今回こういうふうになっていると思うのですけれども、どのような感じの機関というか、また今までどういうのでこういう補助金が使われていたのか。

私は、これは非常にいいことだし、また農業が非常に変わるのは今年からかなと。また、大規模化をする人もいるし、逆に言うと、やめてしまおうかなと、これ両方入っている補助金なものですから、この補助金はできるだけうまく活用できればいいわけなので、そこをちょっと教えていただきたいなと思います。

産業振興課長（渡辺 仁君） 笹川議員のご質問にお答えいたします。

もう少し詳しくということでございますけれども、まず25ページの新規就農者の資本装備支援ということでございます。これについては、説明の中では今回のトラクターだけの話でございましたけれども、来年度乾燥機を2台入れる計画になってございます。それもあわせて2年間の補助事業ということで、これについては新規

で就農して認定就農者、これは認定というのは町長が行うのですけれども、これになった方がある程度規模拡大を図るために補助金を差し上げるということで、先ほども言いましたとおり、機械装備でございますと3分の1、施設の整備、農舎とかということになると思うのですけれども、格納庫という形になると思うのですけれども、それは10分の5、2分の1補助ということでございます。そんなような形で、これはリース事業になりまして、一応はリース会社からリース料を払って使っていく。7年間のリース料金を払って使っていくというようなリース事業になりますけれども、このような感じでその部分でいけば新規で就農した方向けの補助金でございまして、いろいろの農林県単の中には、最近はちょっとハードルが高いのですけれども、単純に機械を更新するためという補助金は今のところはないのです。より高いハードルで、今まで以上にいい米を作るとか、等級を上げるとかということでやっていくと補助金が出るというのがあるのですけれども、最近、ここ5年間ぐらい三条管内では、そういった機械の装備のものでは余り出ていない。反対に、今県でも奨励品種としては園芸作物の越後姫、イチゴ、あとアスパラガス、ああいったものの施設建設のための補助事業というのもございますので、そういったものは当町でも2件、過去にイチゴとアスパラガスで利用された方もおりますので、それぞれのケースによっていろいろとありますので、こういったことで補助金を使えないのかねということでご相談いただければいろいろと調べて、適切なものがあればご紹介させてもらっているというところが現状でございます。

それと、はぐっていただいて26ページの機構集積協力金というのは、要はこれ農地中間管理機構に農地を預けて、私はもう農業やめますよという方にご褒美ということで、ある程度30万円、50万円、70万円の交付金を差し上げるということで、もう4年ぐらい前からやっている事業でございまして、全額国費ということでございまして、県内のほかの市町村も多数取り組んでいるところでございます。ただ、この辺はやめたといっても畑を5畝だけ、自分で自家用にやるのだというぐらいの畑は残しておいてもいいのですけれども、本当に農業経営と言われる部分からはもう私は足を洗いますよと、家庭菜園的に野菜を作るぐらいの部分はいいいのですけれども、完全に米の出荷とか、ああいうのをやめるという方に対してお出しするというところでございますので、そういうのに充てるということでございますので、よろしく申し上げます。

以上です。

2番（笹川修一君） すみません。さっき言った25ページのものでございますけれども、2年間

の補助事業という、今年から2年間の期間なのか。それちょっとお願いします。

それと、リース事業ということは買うのではなくて、借りるといふ、機械を借りて、その機械を借りた人に対しての補助金ということなのか。どうも違う内容みたいなので、私が聞いているのはリースという、単純にそれだと思ってしまっていたので、ちょっと2つと。

それと、やめて、中間管理機構にするというのは廃業ということなのですからけれども、あくまでも売るといふことではないですよ。中間管理機構に貸している。だから、それは土地改良区費とかは、やっぱりその個人が払うわけですよ。ちょっとまた違う話なので、次元が違うので申しわけないのですけれども。では、やめましたと……

(何事か声あり)

2番(笹川修一君) ごめんなさい。

では、それを廃業ということは中間管理機構に渡したということなのですね。そこだけですね。それちょっとお願いします。

産業振興課長(渡辺 仁君) 本年度にトラクターを入れますよ。27年度事業でトラクターを入れて、もう秋作から使えますよ。28年度は乾燥機を2台入れますよと。それで、事業は終わるのですけれども、リース事業といつて事業主体が、リース会社が持っている形になるのです、機械は。そのリース会社から機械を借りて、リース料を7年間払っていつて使うというような形なので、言っている意味わかるでしょうか。車でもそうですけれども、リースで入れるという、ああいう形で使うということですので、リース会社のほうは、県の補助金もそうですし、町の補助金もそうですし、その分を差引いた中からリース料として7年間でもらう料金を計算するという形になるのです。

2番(笹川修一君) その分の差額。

産業振興課長(渡辺 仁君) そういうことですね。例えば総体が500万円の場合だったら、半分250万円が町と県とで補助金が出た。残りは250万円なわけですよ。250万円を7年間で、多少手数料取られますけれども、使っている方からリース料としていただくような形でやっていくということでございます。

(何事か声あり)

産業振興課長(渡辺 仁君) 売わけではなくて、作ってくれる方を探して、その中間管理機構に預けます。中間管理機構は、ここを作ってくれる人いませんかと。裏では大抵はつながっているのですけれども、今度作ってくれる人から地代とか土地

改良区費はもらうということが大体が普通だと思うのですけれども。

2番（笹川修一君） わかりました。

4番（皆川忠志君） 何回もプロモーションの500万円、1,000万円の関係になりますが、特に本田上工業団地がビデオを作るということであります。これは、町長にお伺いしたいのですけれども、いわゆるトップセールス、これに十分耐え得るだけの内容、あるいは町長いろんなところにチャンネルを持っていると思うので、そのところをぜひ、今回せっかく金を出して作るわけなので、その辺の心意気というか、考え方をお聞きしたいなというのが1点と。

もう一点は、土木費の中で橋梁の保明大橋の落橋防止装置の溶接部分ということで保明大橋出ておりましたけれども、今この状況というか、これの把握している中身をお話しただけでないかなというふうに思います。よろしくお願いします。

町長（佐藤邦義君） 今のご質問ですが、本田上工業団地の販売の方針というのは、これは何回も申し上げますけれども、どこへ行っても403は続かなくてはだめだということなので。その間ですから、あと二、三年で何とかなるだろうから、これから具体的なもの等を持ち込んでということで、先ほど泉田議員がお話しになった、私らも不動産会社というところに今手をかけ始めているわけなのですが、そういったことでこういうこともやっぱりわかりいいように、田上についてはどんなところですかと、国が言うように地方をもう少しPRできるような部分が、そういう器材がないと、なかなかわかってもらえないということでもありますので、最大限に活用して努力してまいりたいと、こう思っております。

地域整備課長（土田 覚君） ただいまの保明大橋の件でございますが、道路管理者は新潟県でございまして、私どものほうには内容等が、正直なところ、私も今日初めて聞いてあれなのですが、何年か前に長寿命化のほうで1年間通行止めさせていただきまして、7スパンだったと思うのですけれども、これ修繕した経緯はございます。

今皆川委員がおっしゃるように、これは国の関係でございますが、私も補佐も今初めてわかりましたので、情報として新潟県のほうに伝えたいと思いますけれども、申しわけございません。

4番（皆川忠志君） 町長さんから今あったのですけれども、先ほど不動屋さんのお話、これは有効だと思いますけれども、要は主体的に町が販売戦略とか販売方法、ほかに投げるだけではなくて、もちろんやっていただいているとは思いますが、今回せっかく作るので、ぜひそれを利用してもらいたいと。ここは強くお願いして

おきたいと思います。

それが伴って町の、さっきは借金がないというけれども、借金なのですよね、売れなければ、結局は。だから、ぜひここはもう少し本腰を入れていただきたいということをお願いして、これは回答は結構でございますけれども。

それから、保明大橋の関係は、これは京都のほうで落下、溶接部分の落下防止装置の落橋、それに伴って国交省が調査をやってから、先日新聞報道をされたではないですか、新潟県で3カ所、3つの橋。ということで、こういうのは設置されている地内は田上町なわけです。だけれども、管理は新潟県というけれども、地内、建っているところは田上なので、そういう意識をぜひ持ってもらいたい。私の情報でわかったって、もう3日か4日前の新聞ですよ。ここは、もうこれ以上申し上げませんが、すぐ地震が来て、通常の通行には影響ないというふうにはなっておりますけれども、状況を把握して、また報告いただきたいというふうに思いますので、委員長、よろしくお願ひしたい。

(何事か声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 最後に私、ふるさと納税の関係というのは、今のぐらいの納入額になっているのですか、現在の。27年現在、どのぐらいの納入額。

総務課長(今井 薫君) 12月4日現在で110名、合計で入っている金額が229万8,000円でございます。

以上です。

総務産経常任委員長(熊倉正治君) ありがとうございます。

ほかにありますか。

それでは、なければ質疑は終了したいと思います。

では、討論、採決に入りたいと思いますが、議案第47号についてご意見のある方。なければ、議案第47号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。

続きまして、議案第50号、ご意見のある方。

なければ、議案第50号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。

それでは、2議案それぞれ原案のとおり決しましたので、これにて委員会の付託議案について終わりたいと思います。

大変ありがとうございました。

午前 11 時 22 分 閉 会

田上町議会委員会条例第 27 条の規定により、ここに署名する。

平成 27 年 12 月 11 日

総務産経常任委員長 熊 倉 正 治